感染症の予防について

R5.5 改正

学校において予防すべき感染症の種類

第一種　エボラ出血熱、クリミア･コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原菌がベータコロナウイルス MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）

第二種　インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種　コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止の期間の基準

第一種　治癒するまで

第二種　下表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

病　　名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(ただし、幼稚部は解熱後3日)
百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水　痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結　　核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	結核と同様

第三種　病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

★ ＿＿＿＿が追加した部分になります。